

人権啓発センターだより

第32号：令和6年11月1日発行
発行：八代市人権啓発センター

かたらんね

《人権子ども集会・フェスティバルinやつしろ》オンライン配信公開

八代市、氷川町の子ども達が部落差別をはじめ様々な人権問題について、いろいろな表現活動を通し、ともに差別をなくしていこうとする取り組みで、人権いきいきふるさとづくりを目指し、人と人との交流を通して、人権について身近に考える催しです。

八代地域の子供達等が、自分の生き方と重ねながら、人権に関する活動、勉強会、研修や啓発活動の発表を行います。

《視聴方法》

右の二次元コードもしくは、下のURLから視聴ください。

<https://youtube.com/live/7b0I9IKZ7wo>

※視聴には、スマホやPC等の端末、インターネット接続環境が必要です。通信料は視聴者負担です。



《配信期間》

令和6年（2024年）12月8日（日）～令和6年（2024年）12月27日（金）まで

主催：部落差別をはじめすべての差別をなくす八代地域児童生徒実行委員会
八代地域人権教育のための推進会議

八代市教育委員会・氷川町（組合）教育委員会

話してみませんか、あなたの不安や悩み！

ご相談は、お気軽にお電話ください。面談による相談も受け付けています。

- 差別や人権侵害、DVやセクハラなど、人権に関するご相談

人権相談窓口

☎ 0965-30-1710

- 子どもや若者の、学校や家庭・仕事、いじめや非行・不登校・ひきこもり等に関するご相談
(保護者の方もお気軽にどうぞ)

ヤングテレホンやつしろ

☎ 0965-30-1700

E-mail young-tel@city.yatsushiro.lg.jp

相談時間：月～金 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始は除きます）

毎月11日は『人権を確かめあう日』です

家庭や地域、職場や学校で、身近な人権問題や差別について、みなさんと話しあいましょう！

人権尊重宣言都市 八代市・氷川町

《問い合わせ・連絡先》

〒869-4703

八代市千丁町新牟田1502-1千丁支所3階
人権政策課(八代市人権啓発センター)

TEL 0965-30-1711 FAX 0965-46-1950

Eメールアドレス jinken@city.yatsushiro.lg.jp

日本では、近年、さまざまな差別に対する法律が施行されています。
人権問題について、一緒に考え、差別や偏見のない明るい社会を作りましょう。

**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法) ※平成28年4月1日施行**

障害者差別解消法は、障がい者差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的としており、国や地方公共団体などの行政機関と民間事業者に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を義務付けています。

また、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、障がいを理由とする差別の解消の推進に努めて、差別や偏見のない明るい社会を築きましょう。

詳しくは内閣府のホームページ <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
(ヘイトスピーチ解消法) ※平成28年6月3日施行**

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

外国人の方々と交流する機会は今後ますます増加することが予想されます。民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。

詳しくは法務省のホームページ https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

**部落差別の解消の推進に関する法律
(部落差別解消推進法) ※平成28年12月16日施行**

この法律は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目的としています。

残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案などが発生しています。

部落差別についての誤った知識や偏見は、差別意識を助長する原因になります。

私たち一人ひとりが力を合わせて、差別や偏見のない明るい社会を築きましょう。

詳しくは法務省ホームページ内の資料 <https://www.moj.go.jp/content/001236563.pdf>

**アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
(アイヌ民族支援法) ※令和元年5月24日施行**

この法律は、北海道の先住民族であるアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活し、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを目的としています。

国内でも先住民族がいることを理解し、お互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。